

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業） 中所地区）計画を変更することについて平成19年12月19日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成20年1月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成19年12月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀